

判決年月日	平成24年1月31日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（ネ）10011号		
○インターネット通信による親子機能を有する機器を利用して、海外等において日本国内の放送番組等の複製又は視聴を可能にするサービスについて、サービス提供者が放送番組等の複製の主体であり、放送事業者の著作権及び著作隣接権を侵害しているとして放送番組等を複製の対象とすることの差止め、機器の廃棄及び損害賠償請求が認容された事例。			

（関連条文）著作権法 21 条， 98 条， 114 条の 5

本件は、最高裁判所が、知的財産高等裁判所の判決を破棄して、差し戻した事件に関する第 2 次控訴審判決である。

放送事業者である被控訴人らは、控訴人が、インターネット通信による親子機能を有する 2 台のハードディスクレコーダーをセットにして貸与又は譲渡するサービスにおいて、親機を日本国内に設置し、テレビ放送に係る放送波を入力することにより、海外等に設置された子機において日本国内で放送されるテレビ番組の複製又は視聴を可能にすることは、被控訴人らが著作権を有するテレビ番組及び著作隣接権を有する放送に係る音又は映像の複製に当たり、著作権（著作権法 21 条）及び著作隣接権（著作権法 98 条）を侵害するとして、上記放送番組等を複製の対象とすることの差止め、控訴人のサービスに供される機器の廃棄、損害賠償を求めた。

第 1 審は、控訴人がそのサービスにおいて被控訴人らの放送番組等の複製行為を行っていることを認め、上記放送番組等を複製の対象とすることの差止め、控訴人のサービスに供される機器の廃棄、損害賠償請求の一部について認容した。これに対し、差戻前の第 2 審は、控訴人のサービスは、利用者の自由な意思に基づいて行われる適法な私的使用のための複製行為の実施を容易にするための環境、条件等を提供しているにすぎないものであって、控訴人が被控訴人らの放送番組等の複製行為を行っているものとは認められないとして、被控訴人らの請求をすべて棄却した。これに対し、最高裁判所は、上告受理申立事件において、放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービス提供者が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当であるとして、上記第 2 審判決を破棄し、親機の管理状況等について更に審理を尽くさせるため、本件を知的財産高等裁判所に差し戻した。

差戻後の当審は、控訴人のサービスにおける複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮すると、控訴人は、自ら、若しくは取扱業者等又はハウジング業者を補助者とし、又はこれらと共同し、親機を設置、管理しており、その管理支配下において、テレビアンテナで受信した放送番組等を複製機器である親機に入力して、利用者が、その録画の指示をすると、親機に

において放送番組等の複製が自動的に行われる状態を継続的に作出していると認められるとして、放送番組等の複製の主体が控訴人であると判断した。その上で、被控訴人らの請求のうち、被控訴人らの放送番組等を複製の対象とすることの差止め、控訴人のサービスに提供される機器の廃棄のほか、著作権法 114 条の 5 により、損害賠償請求の一部を認めた。